

第5回諮問委員会のフォローアップコメント

2020年12月18日 田辺有輝 木口由香

第5回諮問委員会における議論及びその後の質疑応答を受けたコメントは以下の通りです。ご検討よろしくお願い致します。

1. <P6> 「個別事業掲載段階では、GHG排出量の大きい事業セクターで、同一セクター・同一規模で利用可能な最良技術（BAT）の採用等を勘案し」とあるが、実際に石炭火力発電事業では、再エネとの代替案比較を行っているケースもあることから、GLにこの文言を入れる場合は、ケースバイケースで異なる対応を行う可能性があることを明記すること。
2. <P7> GLの適用対象事業に「基礎情報収集・確認調査」の調査スキームで実施している調査の中で、将来的にカテゴリAに分類される個別案件の形成が想定されるものを含めること。また、当該調査については、現地ステークホルダーからの情報・意見の収集を行うことについても、GLで規定すること。
理由：具体的事例として、「南部経済回廊情報収集・確認調査」や「タニンダーリ地域開発計画にかかる情報収集・確認調査（経済特別区、大水深港に係る調査を含む）」などは、将来的に明らかにカテゴリAに分類される個別案件の形成を想定したものであり、当該開発課題に係る基礎情報を収集・分析するためにも、現地ステークホルダーからの情報・意見の収集は重要かつ有用である。しかし、JICAは「基礎情報収集・確認調査」という調査スキームが「個別案件の形成を目的としていないことからGL適用対象外」とし、現地ステークホルダーからの情報収集などは行なわなかった。
3. <P7> 実施事業が明確にマスタープラン策定をうたっていないなくとも、実質マスタープランの作成に結びついている事業があれば、マスタープラン策定と同様に扱い、戦略的環境アセスメントを適用すべきである。
理由：ミャンマーの「電力開発計画プログラム形成準備調査」では、このプロジェクトの支援の下、「電カマスタープラン」(案)が作られたとある。電カマスタープラン策定事業であれば、上記同様カテゴリAのプロジェクトの案件が形成される可能性が高く、情報公開した上で環境社会影響の回避と最小化に努めるよう支援する必要がある。
4. <P10> 「協調融資先と（EIAの）公開期間を合致させる選択肢を取ることを可能とする」とあるが、途上国の金融機関との協調融資の場合は、公開期間が極めて短くなる可能性があることから、この選択肢は日本が出資する国際金融機関（MDBs）との協調融資に限定すること。
5. <P10> 海外投融資におけるEIAの公開期間を最低60日にするとあるが、海外投融資だけを短縮する具体的な必要性が不明（少なくともレビュー調査ではそのニーズが確認できていない）であるため、短縮化を行わないこと。アジア開発銀行（ADB）は民間セクターへの支援も公的セクターへの支援と同様のEIA公開期間を確保している。なお、国際金融公社（IFC）等との協調融資を行う場合は、上記コメントの通り、公開期間の合致の選択肢が可能であると理解する。
6. <P11> モニタリングレポートの公開について、「相手国への影響の大きい事項について、相手国の了解なしに要件として追加することは難しい」とあるが、アジア開発銀行（ADB）が一律公開としている中で、難しいとする根拠が不明である。逆に

実際に環境社会影響が生じている案件でも相手国がモニタリングレポートの公開を拒否していることで、JICAによる説明責任が十分果たせていない（マタバリ石炭火力における補償の実行率等）。したがって、モニタリングレポートの公開を要件とすること。また、非公開の場合の理由の確認についても、実際に確認が行われている案件があることから、特段の問題はないと思われる。

7. <P12> エンジニアリング・サービス（E/S）借款について、「例外的に（環境社会影響が）発生することが予見される場合は、当該影響についてE/S借款供与前に環境レビューを行う」とあるが、供与前に予見されなかったにもかかわらず実際に影響が発生した場合の対処方針が示されていないことが課題である。したがって、予見されるか否かにかかわらず、例外的にE/S借款期間中に発生する環境社会影響については、ガイドライン別紙1の要件が満たされるようにすること。

第6回GL改訂諮問委員会のフォローアップコメント

2021年2月24日 田辺・木口

諮問委員意見の項番	JICA方針（案）（第6回諮問委員会でのJICAによる口頭での回答内容）	フォローアップコメント
項番106	<p>現行ガイドラインの2.5記載の「人権に関する国別報告書や関連機関の情報を幅広く入手するとともに協力事業の情報公開を行い人権の状況を把握し、意思決定に反映する」という規定に基づいて人権の状況を把握する一環として、指摘を受けたアクター（影響住民、学識経験者、人権NGO）の知見も踏まえていくという考えであり、現行ガイドライン上、既に網羅していると考えている。</p> <p>実施機関からの情報のみをもって環境社会配慮手続を進めるというより、今回定義を明確にする「意味ある協議」を確保する形で行われた現地ステークホルダー協議の中で、影響住民の意見も得ながら配慮していく。多様なチャンネルを通じた情報収集と、それに基づく対応が重要と考える。</p>	<p>JICAの回答にある通り、政府・実施機関等の聞き取りのみでは不十分で、より客観的な実態把握が重要である。しかし、これまで、左記GL2.5の規定に基づき「被影響住民、学識経験者、人権NGOへの聞き取り」が必ずしも行われているとは言えないケースが見られたことから、GL運用にあたり、この重要な視点が抜け落ちないように、GL本文にその旨を明記することが必要であると考えます。</p>
項番113	<p>現行ガイドラインにおいて、マスタープラン作成段階では、スコーピングの段階及び報告書案の段階両方で、カテゴリA案件は必ず現地ステークホルダーとの協議を行うこと、また、カテゴリBについては必要に応じて現地ステークホルダーとの協議を行うことになっており、これまでの対応を見ても、カテゴリBであっても基本的に現地ステークホルダーの協議は行われている。これまでも対応できており、現行ガイドラインの中で網羅できていると考えている。</p>	<p>JICA担当者より「カテゴリBであっても基本的に現地ステークホルダーの協議は行われている」との回答があったが、NGO提言書に記載の通り、例えばミャンマーの「電力開発計画プログラム形成準備調査」（カテゴリB）では、少なくとも幅広い市民社会が参加できる形での現地ステークホルダー協議は実施されていなかった。カテゴリBであっても現地ステークホルダー協議の開催を要件として頂きたい。</p>
項番115	<p>現行ガイドライン上で「適切かつ速やか」という記載はないが、「ステークホルダーからの指摘があった場合は回答する」ということを明確に記載しており、JICAとしては、この規定に基づいて適切な対応をするべく、できる限り内容の事実関係を確認して、適切な対応をこれまでも取ってきていると考えている。現行ガイドラインの記載のままであっても、指摘の趣旨は踏まえつつ善処していると考えます。</p>	<p>JICA担当者より「適切な対応をこれまでも取ってきている」との回答があったが、NGO提言書に記載の通り、適切／速やかに返答が行われていないケースが散見され、現行の記載のままでも適切かつ速やかな対応が行われるとする根拠は提示されていない。GL運用にあたり、この重要な視点が抜け落ちないように、GL本文にその旨を明記することが必要であると考えます。</p>
項番132	<p>JICAの対応として、雇用した保安要員、警備員等が周辺の安全を侵害することのない</p>	<p>軍・警察等に関する書きぶりについては、NGO提言では「要請・黙認による</p>

	<p>よう配慮するという点は、これまでも行ってきた。一方で、軍・警察等の関与という点のご指摘があったが、この点は相手国の主権に関わることであり、「何々してはならない」というような形でガイドラインで規定することは、難しいと考える。また、治安の悪い国で工事現場の安全確保が求められる現場では、こういった警備体制の整備は必須であり、そうした場合の対応において軍・警察等を完全に排除した形の対応をとるのは難しい。</p>	<p>当該国の軍・警察等の関与が、地域住民・労働者の安全を侵害してはならない」ことを要件とするべきと提案しており、軍・警察等を完全に排除した形を想定した提案ではない。</p> <p>また、世界銀行ESS 4のpara. 24～27やIFCパフォーマンススタンダード4のpara. 12～14では、プロジェクトにおける保安要員等の使用に伴い生じるリスクに関して要件を規定している。</p> <p>JICA GLにおいても、人権侵害への加担を回避するべく、GL運用上、こうした視点が抜け落ちないように、保安要員や軍・警察等の関与に係る文言をGL本文に明記することが必要であると考え</p>
<p>項番176</p>	<p>現行ガイドライン別紙1、対象プロジェクトに求められる環境社会配慮の非自発的住民移転の項目において、住民移転計画の策定を含む情報公開について記載されている。住民移転計画は、世銀のセーフガードポリシーに規定される内容が含まれることが望ましいとされており、また、補償方針を含む基準積算根拠は、右に基づき含まれ公開されている。レビュー調査では、住民移転が発生する37案件中全件でRAP及び審査時の協議により、再取得価格による補償方針及び具体的な算出方法を確認している。</p>	<p>再取得価格の算出根拠やその基準額の公開についてNGOが指摘している問題意識は、RAPに一般的な補償方針や算出根拠（例えば、「市場価格に基づく」乃至「査定評価額に基づく」等）が記載されていたとしても、具体的な単価数値について透明性が確保されない場合に、不適切な補償交渉や汚職・不正の温床となりかねないという点にある。JICAが今回のレビュー調査において確認された点は、あくまでも一般的な補償方針や算出方法の記載についてであると理解している。</p> <p>各事業現場での公正な補償交渉を促すとともに、汚職・不正を回避するためには、何らかの形で具体的な補償の単価数値の透明性が確保されている必要があると考える。したがって、この点についてGL本文で明記する、あるいは、GL運用にあたってJICA担当者向けマニュアル等による注意喚起がなされるべきであると考え</p> <p>なお、補償基準の公開と一貫性のある補償については、世銀ESS5のPara 13でも要件としていることから、JICAのGL別紙1でこの規定を明示することは可能であると考え</p>
<p>項番178</p>	<p>当然ながら移転前に補償が支払われるべきであり、その前にRAPが作成されていると考えている。</p>	<p>JICA担当者より「移転前に補償が支払われるべきであり、その前にRAPが作成されていると考えている」との回答があったが、NGO提言書記載の通り、</p>

		<p>その当然のことが蔑ろにされているケースが散見される。例えばティラワSEZ開発事業（Zone A開発）では、住民移転計画ドラフト版全文公開前に一部の補償支払いが行われ、また住民移転計画の最終版が完成する前に移転が行なわれた。JICA専門家が入り策定されたインドラマユ石炭火力においても、土地収用計画のドラフト版及び最終版の公開前に地権者への土地補償支払いが開始された。したがって、GL運用上、こうした視点が抜け落ちないように、別紙1の非自発的住民移転4において、「大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、＜移転・補償が行われる前に＞住民移転計画が、作成、公開されていなければならない。」と改訂するべきである。</p>
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2021年2月18日

独立行政法人国際協力機構
審査部環境社会配慮審査課／監理課

**国際協力機構環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会
環境社会配慮ガイドライン改定方針案に関する意見**

諮問委員 黒木浩則

平素はお世話になっております。

第6回諮問委員会（2021年2月10日（水）開催）において、追加的な意見について文書で提出することも可能との報告が貴機構側より説明があったため、以下の意見について再提出致します。

（再提言）ドラフトEIAの定義（第5回資料 意見56）について

- (1) 「ドラフトEIA」とはJICAが準備調査等で支援作成するもの場合は、助言文書を反映したものとすべきである。また、既に相手国等によって作成されたものがある場合は、別途助言文書を英文化の上、相手国に提出し、JICAウェブサイト等で公開すべきと考えます。

理由は以下の通りです。

- ① 通常のJICAが支援する1年程度の準備調査スケジュールの場合、最終的なドラフトEIAは助言委員会の助言文書を反映した上で完成し、相手省庁に提出すべきである。（ドラフトEIA作成完了のタイミングと助言委員会タイミングはほぼ同時期であること。つまり助言委員会開催前にドラフトEIAを相手省庁に出す時期と助言文書反映版を出す時期は大きな差はないものと考えられるため。）
- ② これは、質の高いインフラ投資を踏まえた迅速なODAを推進するにあたって、G7伊勢志摩原則（原則3）において「質の高いインフラ投資は、インフラプロジェクトの社会・環境面での影響について配慮しなければならない、また、既存のMDBsの基準を含む最も重要な基準に反映されている国際的なベストプラクティスに沿った社会・環境面でのセーフガードを適用すること等により、こうした影響に適切に対応しなければならない」とあり、自然・社会面での質の確保や合意形成のための十分な期間の確保、それを踏まえた助言文書をドラフトEIAに反映する事はこの原則に従った対応を行うためである。
- ③ また、既に承認EIAがある場合、助言文書に基づく対応事項を英文化し、JICA側から相手国へ追加提出の上、JICAウェブサイト上等で公開すること。このような対応により、現地担当者の異動等による引継ぎ漏れや、その後のコンサルタント・コントラクターとの契約などの書類から漏れて助言文書の対応事項が十分反映されなくなる事を防止するためである。

なお、冒頭に記載したとおり、相手国EIAが既に存在する場合は、助言文書を英文で公文書として発行した日から、承認EIAまたはドラフトEIAとして120日間の公開が開始されるべきである。また、この助言文書を付した文書は、工事実施段階にも確実に関係者間で引き継げる公文書として保管すべきである。

- (2) なお、ドラフト EIA を 120 日公開するルールについて、既に現地での EIA 承認手続きを開始している場合でも、上記 G7 伊勢志摩原則に基づき助言文書を反映した更新版ドラフト EIA、または補足 EIA レポートの速やかな公開を待って 120 日間のカウントを行うべきと考える。
- (3) また、当該案件で LA 後に、詳細設計の計画を踏まえて既提出の EIA を更新した場合は、EIA の更新版も併せて速やかに公開すると良いと考える（同様に RAP を LA 後に更新した場合は公開されることが望ましいと考える）。

以上

環境社会配慮ガイドライン改定及び異議申立手続要項に関する意見

令和3年2月24日

ESD-J 鈴木克徳

標記に関し、基本的には JICA からの改訂提案を待ってコメントさせていただきたいと考えていますが、特に以下の点については現時点で表明させていただきたいと考えます。

1. 環境社会配慮ガイドラインの改定について

(1) 他の JICA の規定との関係の整理と明示・公開

- ・これまでの議論の中で、環境社会配慮ガイドラインの中で書き込める事項と、別文書に基づき扱うべき事項があることが明らかになっています。そのような文書には2つのタイプがあります。
 - ① JICA が環境社会配慮とは別の目的で定める構造・安全基準等の文書。安全性の議論等は、それらの文書の中で規定され、審査されるため、環境社会配慮ガイドラインでは特に書き込まれることはない。
 - ② 環境社会配慮ガイドラインには書ききれないような細部にわたる事項を規定する文書。現時点では FAQ がそれに該当するが、別途ガイドラインを受けた規程、細則等の作成も考えられる。
- ・これまで議論された事項を、上記の様々な文書の中でどう位置付けるかをまず明確にしてから議論を進めていただきたい。

(2) 大気関係の項目の改訂

「環境社会配慮ガイドライン 32 頁別紙 6：モニタリング項目」に関し、WHO 大気環境ガイドライン等の世界標準となる文書を踏まえ、適切に改訂していただきたい。

- ・2月11日に鈴木が提出した資料では、PM (PM2.5, PM10)、対流圏オゾン、二酸化窒素、二酸化硫黄に加え、ブラックカーボンや CO も候補として挙げられている。
- ・対流圏オゾンの前駆物質として非メタン炭化水素 (NMHC) も二酸化窒素とともに関連物質として重視されている。前駆物質としては、温室効果ガスでもあるメタンの影響も近年注目されている。
- ・日本の大気汚染防止法では「ばい煙」には有害化学物質・ガスも含まれている。それらの有害物質・ガスについても、ガイドラインから除外されないよう配慮されたい。

【参考】

- 大気汚染防止法で規定する特定物質は、以下の 28 物質である。
 - (1)アンモニア、(2)弗化水素、(3)シアン化水素、(4)一酸化炭素、(5)ホルムアルデヒド、(6)メタノール、(7)硫化水素、(8)燐化水素、(9)塩化水素、(10)二酸化窒素、(11)アクロレイン、

(12)二酸化いおう、(13)塩素、(14)二硫化炭素、(15)ベンゼン、(16)ピリジン、(17)フェノール、(18)硫酸（三酸化硫黄を含む。）、(19)弗化珪素、(20)ホスゲン、(21)二酸化セレン、(22)クロルスルホン酸、(23)黄燐、(24)三塩化燐、(25)臭素、(26)ニッケルカルボニル、(27)五塩化燐、(28)メルカプタン

- 大気汚染防止法に基づき有害大気汚染物質として該当する可能性のある物質 248 種類がリストアップされており、そのうち特に優先的に対策に取り組むべき物質（優先取組物質）として 23 種類がリストアップされている。

(1) アクリロニトリル、(2) アセトアルデヒド、(3) 塩化ビニルモノマー（別名：クロロエチレン、塩化ビニル）、(4) 塩化メチル（別名：クロロメタン）、(5) クロム及び三価クロム化合物、(6) 六価クロム化合物、(7) クロロホルム、(8) 酸化エチレン、(9) 1,2-ジクロロエタン、(10) ジクロロメタン（別名：塩化メチレン）、(11) 水銀及びその化合物、(12) ダイオキシン類*、(13) テトラクロロエチレン、(14) トリクロロエチレン、(15) トルエン、(16) ニッケル化合物、(17) ヒ素及びその化合物、(18) 1,3-ブタジエン、(19) ベリリウム及びその化合物、(20) ベンゼン、(21) ベンゾ[a]ピレン、(22) ホルムアルデヒド、(23)マンガン及びその化合物

*：ダイオキシン類はダイオキシン類対策特別措置法に基づき対応している。

2. 環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続について

まだ中間報告段階であるため、必ずしも現時点で意見を述べるのが適切とは考えていませんが、これまでの報告、金子教授の論文等から明らかになった点、今後の検討に際して留意していただきたい点等について述べさせていただきます。

- (1) 異議申立に関し、異議申立内容の審査と紛争調停との 2 つの流れがあり、組織によってそれらへの対応の仕組みが異なることが明らかにされている。最近の傾向として、紛争の未然防止が最重視される傾向にあり、IAM 会合でも、どのような点に配慮すれば異議申立を回避できるか等について、実際の事例の検証や異議申立に関わる NGO 等との意見交換などが行われている。JICA 異議申立手続の見直しに際しても、異議申立をどうすれば最小化できるか、なくせるかという観点から幅広く検討していただきたい。
- (2) そのためには、地域の関係者が不安を感じる点について、環境社会配慮ガイドラインが直接対象とする事項だけでなく、幅広く情報を開示し、地域の人たちの不安を解消できるような仕組みを、JICA として併せて検討いただきたい。
- (3) 異議申立の審査は、プロジェクト実施部門から完全に独立している必要がある。この点が、形式的だけでなく、実質的にも担保されることが重要である。
- (4) 我が国の IAM 加盟組織では、従来は異議申立に対応する仕組みが中心であり、紛争解決に向けた特別な仕組みが構築されてこなかった。紛争解決をどのような仕組みで行うのか、よく検討することが期待される。
- (5) 他方で、IAM で蓄積された様々な紛争防止のための知見は、適切にプロジェクト実施部門に伝達され、トラブル回避に役立てる必要がある。そのためには、異議申立が行われた特定プロ

ジェクトについてではなく、IAM 部局とプロジェクト実施部門との一般的、定期的な意見交換が行われることが強く期待される。

- (6) 現在の JICA の検討は、異議申立がなされた案件を中心に行われているが、(潜在的に) 紛争が生じて異議申立の手続きに正式に入らない案件の方が数多く存在する。正式の手続きに入らなかった案件についての検討、分析から多くの示唆が得られるのではないかとの指摘が (IAM 会合などでは) なされている。
- (7) 異議申立手続自体ではないが、IAM 加盟団体の中で、国内 3 機関は異議申立の経験が極めて乏しい。また、プロジェクト的にも、同一プロジェクトに国内複数機関が関わるケースもある。国内 3 機関の IAM 関係者の定期的な意見交換の場を構築することには大きなメリットが期待される。

第5回 JICA 環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会を受けての意見

2020年12月8日に開催された第5回 JICA 環境社会配慮ガイドライン（以下 GL）の改定に関する諮問委員会では、昨年度までの助言委員会での GL 改定に向けた包括的検討を受けてこれまでの諮問委員会で供されてきた諮問委員からの意見に対して、JICA の GL 改訂方針（案）が示された。諮問委員として、第5回諮問委員会において発言した内容のうち、特に気候変動に関する部分につき、内容を補足・整理したものを以下に記す：

論点	助言	JICA 方針（案）概要 （日比まとめ）	日比意見・質問等
1.1 開発協力大綱、質の高いインフラ投資の促進等の政府方針への対応	(助言 1) ガイドライン「序」にSDGs、パリ協定にといった国際潮流を大きな枠組みを示し、「理念」に開発協力大綱で謳われる大きな方針を位置付けることが適当。大綱に示される「質の高い成長とそれを通じた貧困削減」が重点課題としてあり、質の高い成長は環境	<ul style="list-style-type: none"> ● 「序」においてパリ協定に基づく脱炭素社会構築へ向けた国際社会の取組、「理念」において環境との調和、経済社会の持続的成長、地球温暖化対策、インフラ投資への環境配慮・社会配慮の統合を含める ● GL の改定において審査 	<p>① 「パリ協定」自体は、国際潮流そのものというよりも、潮流を形作っている枠組であり、現時点で気候変動に係る国際潮流は、JICA のクライアント国を多数含む 120 カ国以上がカーボンニュートラルに既にコミットしていること、多数の国が NDC の野心引き上げを報告していること、IPCC1.5℃特別報告書が警告している 1.5℃目標への引き上げの必要性などではないか。これらについても言及すべき</p> <p>② 「理念」においては、「インフラ海外展開に関する戦略の骨子（以下、インフラ新戦略）」や菅首相による「カーボンニュートラル宣言」など、気候変動に係るわが国の直近の政策や方針を位置づけるべきである。特に「質の高いインフラ」について言及す</p>

1.2 持続可能な開発目標 (SDGs)、パリ協定といった国際潮流への対応	との調和への配慮等を含めるといふ理念の柱を明確にした上で、重要な基本的な考え方について指針と方策をガイドラインに位置づけることが適当	<p>プロセス全体を見直しを行うことは想定していない</p> <ul style="list-style-type: none"> 次の改定までの10年間を見据えた内容とし、短期間に内容の変更が求められないよう基本原則を主に扱う 	<p>るのであれば、インフラ新戦略、中でも環境・社会配慮に密接に関わる「気候変動の軽減に向けた脱炭素への移行促進」「こうした国々のエネルギー政策や気候変動政策に深くエンゲージし」「脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援」、そして「石炭火力発電プロジェクトについては、(中略) 支援を行わないことを原則とする」ことなどへの言及は不可欠</p>
	(助言 5) JICA としての石炭火力発電への支援に掛かる考え方をガイドラインに明記すべきとの意見と、今後長期に運用される JICA ガイドラインの理念として、特定のセクターについて言及するのはバランスを欠くとの意見があった	<ul style="list-style-type: none"> GL は特定セクターへの支援を言及するものでなく、石炭火力発電への支援に係る考え方は GL に記載しない 	<p>③ 現行 GL では、「影響を与えやすいセクター」として特定セクターが明示されており、GL が特定セクターについて言及するものではない、との方針案と矛盾</p> <p>④ ①②で記述のとおり、気候変動に係る国際潮流を鑑みれば、気候変動問題が持続可能な開発、環境・社会配慮に係る極めて大きな問題であることに異論はないと考える。その原因である人為的な GHG 排出の中でも石炭火力発電が、極めてインパクトの大きい排出源・排出セクターであることも事実である (JICA として異なる考え方を取る場合は教示されたし)。インフラ新戦略においても「原則支援しない」との方針を掲げている以上、環境・社会配慮上の極めて特異、かつ影響の大きい石炭火力について GL においてその対応方針について言及することは、GL の目的に十分適っており、逆に GL の範疇に含めないことは、改定 GL に大きな不足をもたらすと考えられる。改定 GL において、石炭火力について言及しないという方針は、受け入れがたい (特定セクターに言及するのはバランスを欠くとの意見もあるが、より優先すべきはバランスではなく、環境社会配慮上の効果と考える</p>
1.3 事業による温室効果ガス (GHG) 排出量の推計	(助言 6) 気候変動への負の影響を適切に把握・対応するために、一定以上の排出量が想定される個別事業の GHG 総排出量の推計が求められる。サプライチェーンにおける GHG 排出量の推計を含めることは重要であるが、すべての事業で推計することは技術的・労力的に困難を伴うことが予想され、	<ul style="list-style-type: none"> 一定規模を超える GHG 総排出量が見込まれる事業では、事業実施前に GHG 総排出量を推計可能か検討し、推計可能な場合には、具体的な対象事業、推計方法等の記載を検討する 	<p>⑤ 排出が見込まれるセクターや事業において、全く排出量の推計が出来ない例というのは考えにくく (排出“削減”量推計の方法論は限定的かもしれないが、排出量自体の推計方法は IPCC インベントリ・ガイダンスや GHG プロトコルなど、様々な方法論が既に提案・推奨されている)、「推計可能な事業と推計方法を記載」とすることの意義が不明。むしろ、(一定規模を超える総排出量が見込まれる事業は)「原則として排出量を推計する」とし、その方法論やデータの選択については、事業毎に選択の余地を許容することとすべきである</p> <p>⑥ 昨今の民間セクターにおける排出削減目標設定や排出量推計の潮流 (およびそれに伴う推計方法論の進化)、そして「削減」だけではなくカーボン・ニュートラルに持っていくことが国際的な目</p>

	<p>今後の中長期の課題であると認識する</p>		<p>標となっていることを鑑みれば、排出量の推計においては、スコープ1、2のみならず、できる限りスコープ3（サプライチェーン）における推計を求めることが、脱炭素社会、持続可能な開発に向けては求められる。技術的、労力的な困難さがある場合には、事業ごとに現実的かつ効率的な方法論やデータの選択を許容することで対応可能ではないか B</p>
	<p>(助言 7)個別事業の環境社会配慮において、相手国全体や国際社会全体の排出削減目標への貢献等が検証されるべきという意見があった。他方、個別事業における環境社会配慮と国際社会あるいは国毎の気候変動政策の議論は区別する必要があるとの意見があった</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 個別事業の上位の政策との整合性は別途日本政府、JICA で確認されているとの前提の下、GL は個別事業の環境社会配慮に関する JICA の責務と手続き、相手国等に求める要件を規定するものであり、個別事業と国毎の気候変動政策の整合性は、環境社会配慮 GL とは別の枠組みでプロジェクト形成の一環として確認する 	<p>⑦ 個別事業と上位政策等との整合は、別の枠組で確認すること自体に異論はないが、そもそも GL の目的が「JICA が行う環境社会配慮支援・確認の透明性・予測可能性・アカウンダビリティーを確保すること（現行 GL1.2 目的より抜粋）」にあるとすれば、別の枠組での確認であっても、それを“透明性を持って確認し、公開する”ことは、GL の重要な役割ではないか</p> <p>⑧ 上位政策等との整合については、現行 GL 別紙1において、プロジェクトは「実施地における政府が定めた環境社会配慮の政策、計画等に沿ったものでなければならぬ」と明記されている。例えば、NDC は、実施国政府の環境社会配慮政策であり、GL の枠組内でその整合性を確認することは、現行 GL の求めるところである。よって、気候変動政策に係る上位政策等（のみ）につき、GL の枠外とすることの根拠を示されたし。従来の GL からの方針の転換を意図しているのか？</p> <p>⑨ 気候変動問題の特徴のひとつとして、排出は特定地域で発生するものの大気への影響（GHG の蓄積）についてはグローバルに起こることであるというものがああり、この地球規模影響への対応について対象国の政策や法律だけを担保すれば良いということにはならない。わが国の気候変動政策や方針（NDC、インフラ新戦略、カーボンニュートラル宣言を含む。これらがグローバルなニーズを十分満たしていることが前提）は、JICA 事業の気候変動影響を評価・配慮する上で、相手国の政策・法律との整合性確認と同様に、極めて重要な環境社会配慮のプロセスであり、現行 GL における上位政策等との整合の確認に準拠すべきである</p> <p>⑩ 現行 GL において、上位政策等との整合を図る対象として特記されている“保護区”については、個別事業の環境社会配慮プロセスにおいて、度々、事業の整合性が議論されており、プロジェクト形成の改善につながっている事実がある。気候変動（GHG 排出）の影響緩和において、上位政策等の持つ意味合いがより大きいとすれば、ますます GL においてその整合を確認することで、「JICA が行う環境社会配慮支援・確認の透明性・予測可能性・</p>

			<p>アカウンタビリティを確保すること」を担保することになるのではないか。(今回示された JICA 方針案では、事業による気候変動影響 (GHG の排出・削減) について、GL 枠組において具体的に回避、最小化、緩和、再生に資するプロセスは、限定的な代替案検討以外は明示されておらず、この上位政策等 (特にわが国のカーボン・ニュートラル方針) との整合を取ることは極めて重要</p>
<p>1.4 技術的・財政的に実現可能で費用対効果のある GHG 排出量削減のための代替案の分析</p>	<p>(助言 8)GHG 排出量削減のための代替案の分析は、マスタープラン段階や個別事業形成段階といった段階に応じて検討の範囲が異なる。個別事業形成段階では、赤道原則 (付属書 A) にある高炭素セクターの例等を参考に、同一セクター・同一規模で利用可能な最良技術 (BAT=Best Available Technologies) の採用等を勘案しながら行うことが適当</p>	<ul style="list-style-type: none"> GHG 排出量削減のための代替案の分析は、マスタープラン段階の代替案検討では GHG 総排出量削減のための代替案の分析を行う 個別事業形成段階では、GHG 排出量の大きい事業セクターで、同一セクター・同一規模で利用可能な最良技術 (BAT=Best Available Technologies) の採用等を勘案しながら行う。その際には、技術的・財政的・環境的に実現可能で費用対効果のある代替案の検討とする 事業形成の段階に応じて検討の範囲が異なることを踏まえる。GHG 排出量視点での代替案分析を導入するが、その際には技術的・財政的・環境的に実現可能で費用対効果のある代替案の検討とする 	<p>⑪ 個別事業段階では「同一セクター・同一規模で利用可能な BAT などを勘案」とあるが、この場合、「同一セクター」とは何を意味するのか? 例えば、発電事業を考えた場合、その開発目標は、一定規模の電力供給であるとすれば、その対象となるのは「発電セクター」であることから、異なる「発電オプション」を代替案として検討するということになるが、これは、マスタープラン段階での代替案検討とどう違うのか?</p> <p>⑫ 事業形成段階に応じて検討の範囲が異なることは、理に適っており、同意できる。その場合、特にマスタープラン等の「上位政策・計画」の立案を援助する事業においては、インフラ新戦略を含めて、やはりわが国の気候変動政策との整合を GL の枠内で図ることは不可欠ではないか</p> <p>⑬ 個別事業において、技術的・財政的・環境的に実現可能で費用対効果ある代替案を検討する場合、排出量のロックイン (事業による GHG 排出量の長期に渡る固定化) および、カーボンニュートラルの実現 (あるいは対象国の NDC 達成) に向けた将来的な排出削減・吸収コスト (の増加) も加味した費用対効果分析とすること</p>
<p>4.5 環境社会配慮関連の費用便益の定量化対象</p>	<p>(助言 9)費用便益の定量化対象及びその手法については、影響が大きく定量化できる指標あるいは定</p>	<ul style="list-style-type: none"> GHG 排出量は、大型案件においては GL 理念にある外部費用の内部化を念頭に費用・便益と 	<p>⑭ GHG 排出量は、その費用・便益を定量化の対象としているとあるが、これまでの費用・便益の定量化事例を示されたいし</p> <p>⑮ インフラセクター毎の標準的な便益項目はすでに整備済みとあるが、カーボンニュートラルに向かう国際潮流 (パリ目標) の下で</p>

及びその手法について	<p>量化する意味のある指標については、代替案分析等でこれまで通り検討することを基本とすること</p> <p>(助言 10)事前のプロジェクト評価においては、経済効率性と環境社会配慮との調和が理解しやすい費用対効果分析結果の明示が望まれる。</p>	<p>して定量化の対象としている。また“インフラセクター毎の標準的な便益項目”はすでに内部マニュアルとして整備済</p>	<p>は、特に長期的には排出削減「便益」は、どのようなベースラインを取るかで、大きく変わってくる（場合によっては逆に費用となる）ことに留意すべし。また、便益だけでなく費用項目も同等に整備すべき。当該マニュアルについて、開示されたし</p>
------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第6回 JICA 環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会を受けての意見

2021年2月3日に開催された第6回 JICA 環境社会配慮ガイドライン（以下 GL）の改定に関する諮問委員会では、昨年度までの助言委員会での GL 改定に向けた包括的検討を受けてこれまでの諮問委員会で供されてきた諮問委員からの意見に対して、引き続き JICA の GL 改訂方針（案）が示された。特に自然・生態系・生物多様性および気候変動に関する部分について、第6回諮問委員会において発言した内容を補足する目的で以下に意見・コメントを記す：

論点	JICA 方針（案）概要	補足意見・質問等
7.1 世銀 ESS6 生息地区分及び保護区の定義、リスク管理手法の参照	<ul style="list-style-type: none"> 現行 GL 別紙 1 は、「生態系と生物相」を配慮項目としているが、開発協力大綱・ESS 6 と同様「生物多様性」を配慮項目とする 	① 賛成。ただし、注釈あるいは FAQ 等で「生物多様性」の定義を明確にすることを希望（生物多様性の保全とは絶滅危惧種の保全である、などの不十分な理解を避けるため）
	<ul style="list-style-type: none"> ESS4 を参考に、生態系サービスを GL2.3 の配慮項目に追加し、コミュニティの健康と安全に影響を及ぼす場合に(特に当該サービスに依存する先住民族等)配慮するが、生態系サービスに依存しているコミュニティの範囲は広く、検討・評価手法が明確とは言えないため、可能な範囲で配慮するものとする 	② 生態系サービスを評価・配慮項目に加えることに賛成。生態系サービスの検討・評価手法が明確でない点には確かにあるが、「可能な範囲で配慮する」のではなく、GL が基本的に 10 年間有効であること、当該分野での研究や実証が急速に進みつつあることに鑑み「その時点で国際的に最も活用され、受け入れられている手法を用いて検討・評価する」とされたし

	<ul style="list-style-type: none"> 世銀 ESS6 にある改変された生息地、自然生息地の区分を GL に導入するかについては、世銀の運用を引き続き確認し、今次改定では導入せず、今後の継続検討の課題とする (理由、考え方) これらの生息地(改変された生息地、自然生息地)の導入には、相手国等の事業対象地及び周辺の状況が十分に把握されていることが前提であるが、こうした情報が十分に得られない場合が多く想定される。 運用面で、国際機関等が発表する情報を参考に、事業対象地またはその周辺に自然生息地に該当する可能性のある地域が存在し、事業の影響が及ぶ可能性がある場合は、これに留意して可能な限り環境影響調査において影響評価と緩和策の立案を行う。なお、重要な自然生息地については現行通り慎重かつ丁寧な対応を行う 	<p>③ 保護区に係る「一律に事業実施を回避するのではなく、その指定目的に合わせた相手国の法規制及び管理計画に沿って事業実施を判断する」との方針は、第 6 回諮問委員会において“これは従来の GL における保護区に関する扱いからの変更である”と JICA から説明された。現状では、この改定方針には反対する。 (理由、考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> 『人類の共通の関心事である(生物多様性条約条文)』生物多様性(7.1 の方針に準じ、ここでは生物多様性に用語を統一)は、『ほとんどの(生物多様性条約下の)愛知目標についてかなりの進捗が見られたものの、20 の個別目標で完全に達成できたものはない(地球規模生物多様性概況第 5 版: GBO5)』とされ、『自然と自然の寄与は世界的に劣化していて、このままでは生物多様性を将来世代に受け継いでいくことや持続可能な社会を実現することが困難(IPBES 地球規模報告書)』であり、『生物多様性の損失は持続可能な限界値を超えている(J.ロックストロム)』とされている。すなわち、現行 GL が適用されてきた 2010 年以降、生物多様性の劣化、喪失は続き、持続可能な状態ではないと国際的に評価されている GL において生物多様性の適切な配慮、保全が実質的に論点 7.1 と 7.2 の双方に係る規定に大きく依存するが、(保護区にかかる規定は必ずしも生物多様性の保全(のみ)を目的とはせず「相手国の法規制及び管理計画」との整合を担保するものであることを認識はした上で) 7.2 の保護区に係る改定方針は、7.1 において特に重要な自然生息地については現行通りとすることと合わせると、論理的には従来の GL と比べて生物多様性の保全の効力を毀損すると考えられる。生態系サービスなど地元コミュニティへの便益の提供も下支えする生物多様性の状況の悪化が続いていることを鑑みれば、むしろ生物多様性保全の強化につながる方向性での GL 改定が強く求められる 重要な自然生息地の特定・評価が困難な状況においては(改定方針の理由および諮問委員会における指摘)、少なくとも保護区下にある「重要な自然生息地」の保全は、現行 GL では保全が担保される。この保護区に係る規定を他の規定によって補うことができないのであれば、論理的、実質的に提案されている改定方針は、環境配慮の観点からは明確なダイリジェーションとなり、地球の生物多様性の状況を鑑みれば、それは許容されない。少なくとも、重要な自然生息地を明確に特定・評価し、実効性ある保全・配慮を担保する規定の改定がなされるまでは、保護区に係る規定は現行どおり維持すべきである。
<p>7.2 保護区では事業を実施しない案件から、生息地区分に基づいた事業実施への変更の要否</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現行 GL では、「プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない」とあるが、保護区の指定目的、現状の置かれた状況は様々であり、一律に事業実施を回避するのではなく、その指定目的に合わせた相手国の法規制及び管理計画に沿って事業実施を判断することが適切 (理由、考え方) 保護区の指定目的、現状の置かれた状況は様々であり、一律に事業実施を回避するのではなく、その指定目的に合わせた相手国の法規制及び管理計画に沿って事業実施を判断することが適切 GL では、生物多様性の保全の観点から保全価値の高い地域は重要な生息地として扱っており、その対応は維持する 	<p>④ 保護区に係る規定の改定方針(実質的に保全効果の毀損につながるダイリジェーションになることは上述のとおり)を取るのであれば、改定の理由と</p>

		<p>して現行 GL のいわゆる保護区規定が、どのように開発効果の毀損につながったのか具体的な事例を交えて示し、保護区における事業実施を実質的に緩和する根拠を示されたい</p> <p>(理由、考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 上述③で示したとおり、生物多様性の状況は悪化の傾向が止まっておらず、GL においては生物多様性の保全・配慮に向けた実効性ある規定の導入が求められる。「保護区の指定目的、現状の置かれた状況は様々である」ことは事実であり、また生物多様性の保全を目的に本来は保護されるべき重要な自然生息地が必ずしも含まれないことも実態としては少なくなく (GL 上の「重要な自然生息地」のクライテリアに完全に含まれる Key Biodiversity Area: KBA で、法的な保護下にあるのは 21% (Kullberg 2019))、さらには保護区が必ずしも重要な自然生息地を保護しているものでもない場合もある (そもそもその目的で GL は規定していない)。しかし、生物多様性の保全・配慮の有効性に鑑みれば、保護区に係る規定を緩和する理由とはならない。それは、GL の他の規定 (特に 7.1 に係る規定) との兼ね合い、相乗効果でのみ担保されるものでありながら、そもそも重要な自然生息地の特定、評価が困難としていることから、確実に保全を担保しているのは保護区に係る規定である • よって、保護区に係る規定の緩和にあたっては、対象地域 (保護区) を事業対象から除くという確実な生物多様性の保全・配慮よりも、その地域で事業実施を行うことによる開発効果が (圧倒的に) 超えることが前提となろう。規定の改定 (緩和) を方針として掲げる以上、少なくともこれまでにこの規定の存在によって生物多様性の保全効果が期待される開発効果を下回った事例の積み上げにより根拠を示すべきである <p>⑤ 7.1 に係る重要な自然生息地の特定には、KBA 等、国際的認知された手法やデータベースの活用を明記するなどし、確立された国際的な評価を認知し取り入れることで、調査や検討、評価を効率化するとともに、より明示的に国際的な価値への貢献・配慮を担保するよう改定すべきである</p> <p>(理由、考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 重要な自然生息地の特定は、手法が不確定であったり、データが不十分なこともあり、環境影響評価等の事業における調査では困難であることは、既述のとおりである。一方で、KBA や IBA (重要鳥類地域) など、国際機関や研究機関、地元の専門家なども参加するマルチステークホルダー式アプローチで、国際的に認知されたクライテリアに基づき特定された地域については、GL 上の重要な自然生息地と明確に位置づけることに少なくとも論理的な齟齬は発生しない。また、KBA は、日本政府が出資・運営に参加
--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>するクリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金において、その調査・特定事業を助成しているケースも多く、また当該基金さらには日本政府が最大拠出国であり世界銀行が事務局を務める地球環境ファシリティ（GEF）においてもKBAを重要な指標として用いている</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界的にKBA/IBAの特定は進みつつあり、またデータベースも日々アップデートされていることから、GL上の重要な自然生息地（なおGL上のクライテリアよりもKBAのクライテリアの方が厳しい）の特定作業においては、KBAを活用することにより、調査や検討、評価を迅速、かつ効率的（比較において低費用）に行うことが可能である（税金の有効活用の視点からも有益である）
<p>1.3 事業による温室効果ガス排出量の推計</p>	<ul style="list-style-type: none"> スコープ1で一定量以上のGHGの排出が見込まれるプロジェクトにおいて、事業開始前に年間の想定GHG排出量を推計し、公開する。また閾値については、FAQにおいて年間25,000CO₂換算トンとする スコープ1とする理由：スコープ3は技術的に推計が難しい スコープ2は、途上国において推計に必要な情報の入手が難しい場合が想定され、案件ごとに推計の結果にばらつきが出ることが予想される また、世銀もスコープ1を対象としている さらに、スコープ1とスコープ2の間で重複が発生する可能性がある 	<p>⑥ 賛成。ただし、閾値についてはGL運用期間中、国際的な潮流等を随時参照し、見直すことを明記すること</p> <p>⑦ スコープ1だけでなく、スコープ2、そして可能な限りスコープ3についても対象とすべき（理由、考え方）</p> <ul style="list-style-type: none"> スコープ3は推計が技術的に難しいとあるが、特に民間セクターにおいては、GHGプロトコルなどを用いて推計されている。脱炭素社会や対象国NDCへの貢献（あるいは負の影響）を明確にする上でも、スコープ3も推計することを求める。改定GLの運用期間の10年後にはパリ協定の目標年である2030年を迎えることを鑑みても、より幅広く、実質的に脱炭素社会への貢献・負荷を測定することは必須である。少なくとも運用期間中での導入の方向性につき明記すべき スコープ2についても、途上国において水系に必要な情報の入手が難しい場合が想定されたとあるが、GHGインベントリなどの能力開発は進んでおり、電源構成とそれとともなう排出係数などは多くの国ですでに特定・入手可能なデータではないか（入手が難しい具体的なケースを示されたし）。スコープ1と2の間での重複についても、回避する考え方、手法は確立しているのではないか 案件ごとにばらつきが出るとは、環境社会影響評価が国や地域固有・特有の事情や情報、データ（質量ともに）に依存するケースが多い（すなわち、グローバル標準に基づくデータが必ずしも揃っていないわけではないなど）ことから、GHG排出量推計だけの問題ではなく、他の影響評価においてもつねに配慮すべきポイントではないか。なぜ、スコープ2においての

		<p>みそのばらつきが問題となるのか、論理的な理由を示されたし</p> <ul style="list-style-type: none">• 世銀もスコープ 1（のみ）を対象としていることも理由としているが、世銀 ESS の見直し作業がほぼパリ協定合意以前に行われ、すでにその当時から気候危機を巡る国際的そしてわが国の状況が大きく変化していることを鑑みれば、世銀を根拠とする必然性は薄い
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第5回諮問委員会資料

「環境社会配慮ガイドライン（GL）改訂に向けた JICA 方針（案）」に関するコメント

箇所	項目	コメント
全体	FAQ の位置づけ	FAQ は GL の具体的な実施指針となっているため、FAQ の位置づけや策定プロセス等を GL の中で明記すること。また、現行の FAQ の内容を精査し、名称を含めて検討すること。
p.7	1.5「世銀 ESS4 構造物の設計における気候変動の考慮」	気候変動に対する「適応」の位置づけは今後重要性が増すと考えられることから、概念を GL に含めること。
p.8	2.2「協調融資案件におけるコモンアプローチの導入適否」	現行の GL にはコモンアプローチの考え方が含まれていないため、概念を GL に明記すること。
p.9	2.3 「環境レビュー前の公開対象の EIA 報告書のステータス（ドラフトもしくは承認版）／環境レビュー前の環境許認可証明書の公開の要否／EIA 報告書の公開期間／EIA 報告書が承認済であったために審査時に追加合意した事項のフォローアップ」	環境レビュー時の確認対象を相手国承認版の EIA を対象とする場合、EIA 報告書と環境レビュー結果に乖離が生じる場合に、どのような形で是正の対応を求めるかを明確にしておくこと。
p.11	2.4 「モニタリング結果の公開」	田辺委員からも発言があったように、ADB はモニタリング結果を公開対象にしていることを説明に加えること。また、運用として相手国から JICA への報告状況、非公開の理由を公開すること。
p.11	3.1 「世銀の ESF のうち、世銀が満たす	世銀との協調融資の際、カテゴリ分類の整

	べき要件を示すEnvironmental and Social Policy で規定されたカテゴリ分類 (High Risk, Substantial Risk, Moderate Risk, Low Risk) の参照の要否」	合性をどのように扱うかについて、現行のFAQ に相当する文書で扱うこと。
p.12	3.4 「エンジニアリングサービス(E/S) 借款供与時の環境レビュー実施の要否」	E/S 借款の定義から、この事業を対象に「(環境社会影響が) 例外的に発生することが予見される場合」をルール化することは難しいように思われる。むしろ、E/S 借款に限らず、各事業で想定外の環境社会影響が生じた場合あるいは生じる恐れがある場合に、適切な緩和措置を取ることを、GL に項目として加えることも考えられる。
p.14	4.4 「ESS1 不可分一体事業、派生的二次的影響、累積的影響に係る定義の参照」	現行の FAQ のように GL に付随する文書で扱う場合は、当該文書の位置づけを GL で明記することを前提とすること。

第6回諮問委員会資料

「環境社会配慮ガイドライン（GL）改訂に向けた JICA 方針（案）」に関するコメント

箇所	項目	コメント
p.1	5.1「人権にかかる配慮項目とその範囲、配慮対象への社会的弱者の追記の要否」 助言2)	ビジネスと人権に関する国連指導原則に関する日本政府の国別行動計画（NAP）に関する扱いについては、FAQに類するカテゴリーで扱うことが望ましい。
p.4	6.1「世銀 ESS2 労務管理手順、労働安全衛生対策の参照の要否」 助言1)	世銀 ESS では労働は重要な項目の一つとして扱われていることから、環境社会配慮の関係でどのような扱いがなされているのかについて、FAQ に類するカテゴリーで示すべき。
p.5-7	6.3 「世銀 ESS4 緊急事態対応、有害廃棄物、域外労働者の流入、保安員リスク、事業の影響を受ける可能性のあるコミュニティ安全性確保の配慮項目への追加」 助言5)	方針案で JICA GL の枠外として扱うとしている部分は、FAQ に類する文書でその旨を記載しておくこと。また、今後、気候変動を要因とする災害が増大することが想定されるため、構造物の設計段階でこの点を留意するような仕組みが求められる。
p.8	7.1「世銀 ESS6 生息地区分及び保護区の定義、リスク管理手法の参照」 助言3)	ミティゲーションヒエラルキーという語は基本概念なので、GL に追加すべき。
p.12	8.1 「世銀 ESS5 Annex1 の住民移転計画の構成要素の参照」 助言4)	現行 GL 別紙1では「非自発的住民移転」の項目の中に「生計手段の喪失」が置かれている。住民移転がなくても生計手段への影響がありうることから、見出しを含めて検討すべき。
p.13-14	テーマ⑧「8.2 先住民族の呼称について Indigenous Peoples/Sub-Saharan African	この箇所については、GL や FAQ での扱いが不明なので、少なくとも FAQ で具体的な

	<p>Historically Underserved Traditional Local Communities を参照することの要否」</p> <p>8.3 「FPIC (Free, Prior and Informed Consent) の定義の参照」</p> <p>8.4 「先住民族配慮計画の構成要素の参照」</p> <p>助言 7、8)</p>	<p>内容を例示した方がよい。また、FPIC に基づき「合意」を要件とする場合は、合意の内容について具体化すべき。その際、世銀 ESS7 25、26 を中心に参照することが望ましい。</p>
その他	<p>JICA 方針 (案) に記載されている内容の扱い</p>	<p>内容として、主として次の内容が含まれているように思われる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) GL に含めるべき内容 2) 現行 FAQ に類するカテゴリーに含めるべき内容 3) 上記 2 項目に含まれないが、JICA として対応する内容 <p>今後、方針案を上記のようなカテゴリーを参考に整理していただくことをご検討いただきたい。</p>
その他	<p>現行 FAQ の扱い</p>	<p>内容として、次のような側面が含まれるように思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ GL の実施細則的な側面 ・ 上記の実施細則とは異なるが、JICA が GL 以外で行なっている環境社会配慮の解説という側面 <p>改定委員会の議論を通じて現行 FAQ の位置づけや名称を検討し、GL の中でも FAQ に類する文書の存在を明記していただきたい。</p>